

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(記入イメージ)

施策名	目標1-3 森林吸収源による温室効果ガスの排出抑制				担当部局名	地球環境局 研究調査室	作成責任者名 (※記入は任意)					
施策の概要	京都議定書の第一約束期間に引き続き、温室効果ガスの吸収量確保に努める。				政策体系上の 位置付け	1. 地球温暖化対策の推進						
達成すべき目標	2020年度の温室効果ガス排出削減目標である2005年度比3.8%のうち、森林吸収源については、約2.8%の確保を目標とする。また2030年度(平成42年度)の温室効果ガス排出削減目標のうち、森林吸収源については、約2.0%の吸収量の確保を目標とする。				目標設定の 考え方・根拠	・当面の地球温暖化対策に関する方針(平成25年3月15日地球温暖化対策推進本部決定) ・日本の約束草案(平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定、同日国連に提出)	政策評価実施予定時期	平成28年6月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			
1 温室効果ガスの吸収量 (CO2換算トン)	-	-	約3,700万 (約3,800万)	42年 (32年度)	-	-	-	-	-	-	-	2020年度の温室効果ガス排出削減目標である2005年度比3.8%のうち、森林吸収源については、約2.8%以上の確保を目標としたため。また、平成27年7月17日開催地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの排出量を26.0%削減(2013年度比)、(2005年度(平成17年度)比25.4%削減)の水準にすることを決定し、そのうち、森林吸収源については、約2.0%の吸収量の確保を目標とするため。
2 インベントリ報告改善件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	「温室効果ガス排出量算定方法検討会」の分科会である「森林等の吸収源分科会」を開催し、UNFCCCによる吸収源分野のあり方等について、学識者の意見を聴取し、我が国のインベントリの報告内容を改善をおこなっているため。また国際交渉の場での日本政府の対応方針策定に有効に活用されているため。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等					平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度								
(1) 森林等の吸収源対策に関する国内体制整備確立調査費事業 (平成11年度)	23 (22)	23 (24)	33 (29)	34	1,2	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 京都議定書第一約束期間では、同議定書付属書 I 国の義務に基づき、温室効果ガスインベントリにおいて、吸収量を気候変動枠組条約事務局に報告してきた。同議定書3条3項、4項の吸収量の数値が最終的に確定するまで、森林等の二酸化炭素排出・吸収量の算定方法についてデータの収集や検討、修正を行う(数値は年次審査報告書公開をもって最終確定。平成27(2015)年1月以降遅くとも平成27年度内に確定する見込み)。また、第二約束期間(2013~2020年)も引き続き、京都議定書の計上ルールに基づき吸収量を算定・報告するとともに、2020年以降の新たな枠組みに関する国際交渉における論点の整理・分析を行う。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 京都議定書第二約束期間のインベントリ算定方法の改善、IPCCガイドラインの改訂作業への貢献、2020年以降の枠組みにおける計上に関する国際ルールの検討。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 我が国の吸収源活動が国際的に確実に認められ、2020年目標(2020年度における吸収量として基準年(2005年)総排出量比2.8%以上を確保)が達成されるために、森林等の二酸化炭素排出・吸収量についてデータ収集等を行い、国際的なレビューを踏まえ、算定方法の改善等を行う。さらに2020年以降の新たな枠組みにおける吸収量算定方法の検討及び改善を行う。</p>					070	
施策の予算額・執行額	23 (22)	23 (24)	33 (29)	34	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)							